ひょうご自転車
安全利用宣言
兵庫県交通安全対策委員会

ひょうご自転車安全利用宣言

私たちは安全で安心な兵庫を作るため
自転車の交通事故ゼロを目指します

一、自転車安全利用五則を遵守する

①車道が原則、左側を通行　歩道は例外、歩行者を優先
②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③夜間はライト点灯　④飲酒運転は禁止　⑤ヘルメットを着用

一、ながら運転をしない

一、県民の模範となる自転車安全利用に努める

以上を実践し自転車の安全利用を推進することをここに宣言します。
令和８年11月４日

企業・団体等名　太子町役場

代表者氏名　町長　沖汐　守彦

兵庫県交通安全対策委員会会長　兵庫県知事　齋藤元彦

兵庫県交通安全対策委員会会長印

No. 00031